

東京都品川区上大崎 2-15-19

インディ・パ株式会社

## 『Dynamic ARMS FX』 ライセンス契約書

『Dynamic ARMS FX』(以下「本システム」という)は、インディ・パ株式会社(以下「当社」という)の制作した著作物であり、本システムに関する全ての知的財産権は当社に帰属します。本システムの購入者は、製品のサポート情報及びアップデートに関する情報を受け取るために、以下内容を理解納得の上、電子上で本システムの購入申し入れを行って頂く必要があります。また、本システム購入者は、本システムを使用するにあたって、以下に示す本ライセンス契約の各条項に同意する必要があります。

本システムの使用許諾を受けるにあたり、以下の項目に同意します。

1. 本システムの購入者は、本システムには、企業固有の情報及びその他のシステムに関する固有の情報が含まれていることをご認識ください。
2. 当社は、本契約書の各項目への同意を条件として、本システムの(非独占的、非排他的な)使用許諾を本システム購入者に供与します。ただし、本システムの使用許諾を受けた者(以下「ライセンス契約者」という)であっても、本システムに関する知的財産権などの権利は一切所有せず、また、これらを主張することもできません。なお、当該使用許諾の権利は、当社の事前の書面による承認がある場合を除き、第三者に譲渡・再販売・貸与・リース・サブライセンスすることはできません。
3. 本システムにはトレード(取引)を行う上での有益な情報が含まれている為、ライセンス契約者は、本システムの内容を機密情報として取り扱い、本システムに関する情報を第三者へ公開し、または当該情報を第三者との間で共有することはできません。
4. 本システムの内容の全部または一部が第三者によって使用・占有されている事実が確認された場合、または本ライセンス契約者に本契約事項への違反行為があった場合には、当社は本契約を解除すると共に、これにより生じた損害の賠償を請求することができます。この場合には、本ライセンス契約者は直ちに本システムの使用を止め、本システムに係る一切の物を当社へ返還し、保有するすべての情報を破棄しなければなりません。なお、この場合においても、本システムの購入代金は当社に帰属し返還しません。

5. 本システムは当社の知的財産であるため、本ライセンス契約者は、事前の書面による当社の承認がある場合を除き、本システムを模倣もしくは複製することはできません。
6. 本ライセンス契約者は、本システムが他の者にもその使用許諾が与えられることをご認識ください。ただし、これは当社が本システムを公にすることを意図したものではなく、また本システムを機密情報として扱わないことを意図するものではありません。
7. 本システムは、個人使用の目的のみに限定されています。このため、当社からの事前の書面による承認なく他人への投資助言を行うことや、本ライセンス契約者以外の口座を用いてトレード(取引)を行うことはできません。また、本システムの改変、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、およびオブジェクトコードからソースコードを作成しようと試みることはできません。
8. 本契約書において特に明示されているもの以外、当社が保証するものは一切ありません。本ライセンス契約者は、トレード(取引)手法に関するいかなる保証もなく、その商品性その他一切の目的が満たされる補償はありません。
9. 設定された仮説に基づき算出された成績には、当然ながら限界があります。実際のトレード(取引)で同じ結果が出ることは保証されていません。また流動性の欠如など市場要素に伴う影響もあり、その結果が左右されることもあります。そのためシミュレーション結果に反して予想を越えた損害を被ることがあります。実際のトレード(取引)は自己責任で行うものとします。
10. 本ライセンス契約者は、本ライセンス契約以前に交わされた当社との間の会話内容や説明内容、覚書、合意書等は全て無効とし、本ライセンス契約事項のみを両者の合意内容として取り扱うものとします。また、今後行われる可能性のある当社からの説明及び報告は当社に依拠するものであり、本ライセンス契約者は、本ライセンス契約に関する変更や追加事項に対して合意します。
11. 本ライセンス契約は、本契約当事者と各々の相続人及び譲受人等の利害関係者にも効力を生ずるものとし、それぞれ本契約の履行義務を負うものとします。
12. 本ライセンス契約の一部の条項が無効または実施不可と裁定された場合であっても、他の残された条項にはその影響を及ぼすことはなく、依然として有効なものとし、本契約当事者等は引き続き本契約の履行義務を負うものとします。本システム購入者は本契約内容を理解し、『Dynamic ARMS FX』の購入者であること及び本ライセンス契約の当事者であることに同意した上で、本ライセンス契約を電子上で締結する事を理解納得の上購入を申し入れます。

13.本ライセンス契約書及び本ライセンス契約の履行は、日本法に準拠し、これに従って管理し解釈され、またこれに関連する如何なる訴訟は、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。本ライセンス契約者による本契約事項の不履行が生じた場合は、インディ・パ株式会社は合法的な処置を求めるものとし、本ライセンス契約者は弁護士費用を含む全ての裁判費用を負担する法的義務を有します。

以上